

総務委員会議案説明資料

令和3年6月29日

件名	頁
1 第55号議案 足立区安全安心ステーション設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(危機管理部)

第 55 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区安全安心ステーション設置条例
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内 容	<p>1 制定理由 足立区安全安心ステーションの設置等に関し必要な事項を定めることにより、区民等との協働・協創のもと、区内における防犯活動を推進するとともに、地域の防犯意識を向上させ、もって区民等の安全安心な生活に資することを目的に制定する。</p> <p>2 条例の概要 足立区安全安心ステーションの設置場所を明示するとともに、目的を達成するための事業等を定め、もって区民の安全安心を図る。</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 1 1 月 1 日</p>
今後の方針	本件議決後、開設に向け施設運営に必要な規定の整備を進める。

足立区安全安心ステーション設置条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、足立区安全安心ステーション（以下「安全安心ステーション」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることにより、区民等との協働・協創のもと、区内における防犯活動を推進するとともに、地域の防犯意識を向上させ、もって区民等の安全安心な生活に資することを目的とする。

（設置）

第2条 安全安心ステーションを次のとおり設置する。

名称	位置
足立区六町駅前安全安心ステーション	東京都足立区六町四丁目1番

（事業）

第3条 安全安心ステーションは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防犯に係る相談に関すること。
- （2） 区の区域内における見守り等に関すること。
- （3） 区民等の自主防犯活動の支援に関すること。
- （4） 区民等に対する防犯意識の啓発に関すること。
- （5） 地域防犯の向上に係る区民等との協働・協創に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、区長が必要と認める事項に関すること。

（委任）

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。